

3年目研修（養護教諭）実施要綱

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が行う3年目研修（養護教諭）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（3年目研修（養護教諭）の目的）

第2条 3年目研修（養護教諭）は、現職研修の一環として、教職経験3年目の養護教諭としての使命と責任を自覚させ、専門職としての指導力の向上を図ることを目的とする。

（対象）

第3条 3年目研修（養護教諭）を受ける者（以下「研修教員」という。）は、原則として採用3年目の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の養護教諭（原則として政令指定都市教育委員会及び中核市教育委員会が所管する小学校等の養護教諭を除く。）とする。

2 新規採用養護教諭研修実施要綱に基づき、新規採用養護教諭研修の対象から除かれた者は、3年目研修（養護教諭）の対象から除く。

（研修の受講）

第4条 研修教員は、1日程度、岡山県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）で校外研修を受講するものとする。

（修了の認定）

第5条 研修の修了は、次の条件を満たした者について認定する。

- （1）研修への出席状況が良好な者
- （2）研修の目的が達成できたと認められる者

第2章 研修の内容等

（校外研修）

第6条 校外研修は、保健教育、健康相談に関する研修等により実施するものとする。

（校内研修）

第7条 校内研修は、校外研修との関連付けを図るとともに、保健教育、健康相談等、必要な研修分野を校長及び教員が指導者となって実施する。

2 前項の研修の実施場所は、主として、研修教員が勤務する小学校等とする。

第3章 研修の実施体制

（校外研修の運営）

第8条 校外研修の運営は、総合教育センターが行う。

（校内研修の運営）

第9条 校内研修は、校長を中心として校務分掌を有機的に活用し、円滑に研修ができるよう研修時間の確保に努めるものとする。

（実施体制）

第10条 県教育委員会は、3年目研修（養護教諭）の実施に当たっては、別に定める研修総合企画・調整委員会の意見を踏まえるものとする。

第4章 研修の手続等

（研修の申込）

第11条 校長は、研修教員の3年目研修（養護教諭）への参加に当たり、研修教員報告書

を作成し、所管の教育委員会に提出するものとする。

(校内研修計画書)

第12条 校長は、校内研修計画書を作成し、所管の教育委員会に提出するものとする。

(校内研修報告書)

第13条 校長は、研修の実施状況について、校内研修報告書を作成し、所管の教育委員会に提出するものとする。

第5章 雑則

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、3年目研修（養護教諭）の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。